

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 令和二年度公文書の開示の実施状況	【公 告】	総務学事課	○ 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づき定める規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）
○ 令和二年度個人情報保護制度の運用状況		〃	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課	
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃	
○ 一般競争入札の実施		警察本部会計課	
○ 令和二年度公文書の開示の実施状況	【議 会】	総務課	
○ 令和二年度個人情報保護制度の運用状況		〃	
○ 選挙管理委員会		選挙管理委員会	
○ 政治団体の名称等の公表		〃	
○ 政治団体の代表者等の異動		〃	
○ 政治団体の解散		〃	
○ 資金管理団体の名称等の公表		〃	
○ 資金管理団体の届出事項の異動		〃	
○ 資金管理団体の指定取消し	【監 査 委 員】	〃	
○ 外部監査人補助者の告示	【公安委員会】	監査事務局	
			情報管理課
			担当課（室）

令和3年5月28日 岡山県公報 第12297号

〔二〇六〕岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）第二十八条の規定により、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間の各実施機関における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和三年五月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一	公文書開示請求件数	
1	請求件数	一、四九七件
2	処理状況	
	開示	八七三件
	一部開示	四八九件
	非開示	八件
	公文書不存在	六七件
	対象外	六件
	取下げ	五四件
3	実施機関別内訳	
	知事	一、一八四件
	教育委員会	四〇件
	選挙管理委員会	一一件
	人事委員会	一件
	公安委員会	一件
	警察本部長	一二五件
	公営企業管理者	一三一件
	公立大学法人岡山県立大学	四件
二	審査請求件数	一四件

令和3年5月28日 岡山県公報 第12297号

〔二〇七〕岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）第四十八条の規定により、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間の各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和三年五月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一	個人情報取扱事務の登録件数	一、七〇二件
二	保有個人情報開示請求件数	
1	請求件数	一四四件
2	処理状況	
	開示	二七件
	一部開示	一二二件
	非開示	三件
	公文書不存在	二件
	取下げ	〇件
3	実施機関別内訳	
	知事	三五件
	公安委員会	一件
	警察本部長	一〇六件
	公営企業管理者	一件
	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	一件
三	保有個人情報訂正等請求件数	〇件
四	保有個人情報利用停止等請求件数	〇件
五	簡易な開示請求による開示件数	
1	開示件数	三五、六九〇件
2	実施機関別内訳	
	知事	七四件
	教育委員会	三、四三一件
	人事委員会	一九四件
	警察本部長	三一、九八三件
	公立大学法人岡山県立大学	八件
六	審査請求件数	一件

〔二〇八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年五月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字畑岡四六五一―二の一部、四六五四の一部、四六五六の一部、四六五六一―二の一部、四六五七一―一、四六五七―二の一部、四六五八の一部、四六五九の一部、四六五九―二の一部、四六六二の一部、四六六四の一部、四六六四―二の一部、四六七五―二の一部、四六八〇の一部、四七〇二―一の一部、四七〇三の一部、四七〇四の一部、四七一―一三の一部、四七二七―一、四七二七―四、四七四四―一、四七四四―二、四七四五、四七四六、四七四七―一、四七四七―二、四七四九―一、四七四九―二、四七五〇―一、四七五〇―二、四七五一―一、四七五一―二、四七五二―一、四七五二―二、四七五三―二、四七六四―一、四七六四―二、四七六六―一、四七六七、四七六八、四七六九、四七七〇、四七七一の一部、四七七二の一部、四七七三、四七七四、四七七五、四七七六、四七七七、四七七八、四七八一、四七八二、四七八三、四七八四、四七八五―一、四七八六―一の一部、四七八七の一部、四七八七―二の一部、四六四一―一地先から四六五一―二地先まで道の一部、四七四四―二地先道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

都窪郡早島町早島二八〇

和気不動産商事株式会社

代表取締役 和気 五一郎

都窪郡早島町早島二七四―一

和気商店有限公司

取締役 和気 祥子

三 許可番号

岡山県指令建指第五二号

令和3年5月28日 岡山県公報 第12297号

〔二〇九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年五月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字畑岡四六五一―二の一部、四六五四の一部、四六五六の一部、四六五六―二の一部、四六五七一―、四六五七一―二の一部、四六五八の一部、四六五九の一部、四六五九―二の一部、四六六二の一部、四六六四の一部、四六六四―二の一部、四六七五―二の一部、四六八〇の一部、四七〇二―一の一部、四七〇三の一部、四七〇四の一部、四七一―一三の一部、四七二七一―、四七二七一―四、四七四四―一、四七四四―二、四七四五、四七四六、四七四七一―、四七四七一―二、四七四九―一、四七四九―二、四七五〇―一、四七五〇―二、四七五十一―一、四七五十一―二、四七五二―一、四七五二―二、四七五三―二、四七六四―一、四七六四―二、四七六六一―、四七六七、四七六八、四七六九、四七七〇、四七七一の一部、四七七二の一部、四七七三、四七七四、四七七五、四七七六、四七七七、四七七八、四七八一、四七八二、四七八三、四七八四、四七八五―一、四七八六―一の一部、四七八七の一部、四七八七―二の一部、四六四一―一地先から四六五一―二地先まで道の一部、四七四四―二地先道

二 公共施設の種類

道路、下水道、緑地

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

都窪郡早島町早島二八〇

和気不動産商事株式会社

代表取締役 和気五一郎

都窪郡早島町早島二七四―一

和気商店有限会社

取締役 和気 祥子

五 許可番号

岡山県指令建指第五二号

〔二一〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年五月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

オンプレミス型グループウェアシステムの借入れ 一式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及びオンプレミス型グループウェアシステム賃貸借仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 借入期間

令和 4 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1 月当たりの単価（本件借入れに係る物件を 5 年間借り受けるものとして算定したリース料総額の 60 分の 1 に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和 3 年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和 3 年岡山県告示第 39 号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

令和3年7月5日（月）午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234－0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年5月28日（金）から同年7月12日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1) の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ130グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和3年7月28日（水）午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和3年7月29日（木）午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和3年7月12日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

On-premise groupware system 1 set

(2) Lease period :

From 1 March, 2022 through 28 February, 2027

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 28 July, 2021

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2242

◎岡山県議会公告

岡山県議会情報公開条例（平成十三年岡山県条例第八十四号）第二十八条の規定により、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間の岡山県議会における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和三年五月二十八日

岡山県議会議長 神 宝 謙 一

一 公文書開示請求件数及び処理状況	
1 請求件数	六件
2 処理状況	
開示	二件
一部開示	四件
非開示	〇件
二 審査請求件数及び処理状況	
1 審査請求件数	〇件
2 処理状況	なし

◎岡山県議会公告

岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）第四十七条の規定により、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間の岡山県議会における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和三年五月二十八日

岡山県議会議長 神 宝 謙 一

一 保有個人情報開示請求件数及び処理状況	
1 請求件数	○件
2 処理状況	なし
二 保有個人情報訂正等請求件数	
三 保有個人情報利用停止等請求件数	○件
四 簡易な開示請求による開示件数	該当なし
五 審査請求件数及び処理状況	
1 審査請求件数	○件
2 処理状況	なし

◎岡山県選管告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつた。

令和三年五月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
木下公文後援会	藤田祐二	木下明法	瀬戸内市牛窓町鹿忍二二三一一	令和三・四・二七
柴田よしろう後援会	柴田義朗	立花茂樹	玉野市築港二一六一一	〃 四・二五
成本崇後援会	成本克彦	成本美穂子	瀬戸内市牛窓町長浜三九八一―三一	〃 四・二一
晴れの国の国民クラブ	高橋徹	高橋景子	岡山市東区可知一―六八	〃 四・一
松島重綱後援会	松島重綱	松島重綱	〃 中区住吉町一―一〇二	〃 四・二
森安けんいち後援会	森安健一	森安健一	総社市東阿曾一七三五―三	〃 四・三〇
吉近翔大後援会	西山寛人	吉近千奈津	瀬戸内市長船町西須恵九〇四―五	〃 四・一

◎岡山県選管告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和三年五月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）				岡山県選挙管理委員会	
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動年月日		
岡山県病院政治連盟	難波 義夫	会計責任者の氏名	新 西江 寿	旧 板野 一郎	令和三・四・一
岡山県木材産業政治連盟	田 中 信 行	代表者の氏名	田 中 信 行	難波 芳英	〃 三・二三
小倉ひろし後援会	岡 崎 俊 弘	〃	岡 崎 俊 弘	生 本 純 一	〃 四・五
鎌田桂輔後援会	鎌 田 桂 輔	主たる事務所の所在地	倉敷市大島四二一五―一〇二	総社市下原八九五	〃 三・三一
環整連政治連盟岡山県支部	乗 藤 慎 吾	会計責任者の氏名	守 安 秀 徳	藤 岡 敏 修	〃 四・一
生活排水対策協議会	八 田 富 夫	〃	守 安 秀 徳	藤 岡 敏 修	〃 〃
武久あきなり後援会	山 口 光 明	代表者の氏名	山 口 光 明	武 久 源 男	〃 四・一〇
難波たつお後援会	難 波 達 男	会計責任者の氏名	難 波 達 男	安 藤 孝 正	〃 四・二七
はつもと勝後援会	初 本 勝	代表者の氏名	初 本 勝	榎 本 恵 人	令和二・一・一七
森元すえのぶ後援会	森 元 末 信	主たる事務所の所在地	美作市真加部一四〇―一	美作市真加部二六三	令和三・四・一五
吉村武司後援会	吉 村 武 司	会計責任者の氏名	高 橋 優	高 橋 雄 大	〃 四・二〇
和田いさお後援会	和 田 功	主たる事務所の所在地	美作市土居二六四四―一	美作市土居二六二四―六	〃 四・一二

◎岡山県選管告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和三年五月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	
政治団体の名称	代表者の氏名
活力と魅力あふれる市政をつくる会	高橋 優
野上ただお後援会	野上 忠夫
はつもと勝後援会	初本 勝
吉村武司後援会	吉村 武司
	解散年月日
	令和三・四・二六
	〃 四・二一
	〃 四・二二
	〃 四・二七

◎岡山県選管告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

令和三年五月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

者（代表者）の氏名

柴田義朗

玉野市長

柴田よろう後援会

玉野市築港二一六一

令和三・四・五

◎岡山県選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和三年五月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
鎌田 桂 輔	鎌田桂輔後援会	主たる事務所の所在地	倉敷市大島四二二五一一〇二	総社市下原八九五	令和三・三・三一
森元 末 信	森元すえのぶ後援会	"	美作市真加部一四〇一一	美作市真加部二六三	" 四・一五
和田 功	和田いさお後援会	"	土居二六四四一一	土居二六二四一六	" 四・一二

◎岡山県選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。

令和三年五月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

一 法第十九条第三項第一号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

取消年月日

浜口 祐次

Y育てる会

令和三・三・一五

二 法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

資金管理団体で

なくなった年月日

吉村 武司

吉村武司後援会

令和三・四・二七

令和3年5月28日 岡山県公報 第12297号

◎岡山県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、協議が調った、包括外部監査人上尾洋平が岡山県と令和三年四月一日に締結した包括外部監査契約に基づいて行う監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間は、次のとおりである。

令和三年五月二十八日

岡山県監査委員	柳	田	哲
岡山県監査委員	市	村	仁
岡山県監査委員	山	本	督
岡山県監査委員	飛	山	美
			保

氏名	住所	期間
井上 雅雄	岡山市北区学南町三丁目九番二四の一号	令和三年五月二十八日から
黒田 直樹	倉敷市福島三七一の八	令和四年三月三十一日まで
井口 亮	岡山市中区国富七三六	
藤井 藍沙	岡山市北区大供二丁目二番三号	

◎岡山県公安委員会規則第十号

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づき定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年五月二十八日

岡山県公安委員会

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づき定める規則の一部を改正する規則

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づき定める規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

法令	規定			申請等の内容		
一 道路交通法（昭和三十一年法律第百五号）	第七十八条第一項		道路の使用の許可の申請			
	第七十八条第四項		道路の使用の許可証の記載事項に係る変更の届出			
	第七十八条第五項		道路の使用の許可証の再交付の申請			
二 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）	第十六条第二項		服装の届出			
	第十六条第三項		服装の変更の届出			
三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成	第十七条第一項		責任者の選任の届出			

令和3年5月28日 岡山県公報 第12297号

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

三年国家公安委員会規則第四号)		
-----------------	--	--